

第10回 税金に関する

だいぼしゅう
大募集!

絵はがきコンクール



税金は毎日の生活の中での役に立っているのかというのを小学生のみなさんに知っていただき、理解と関心を深めていただきます。

募集内容

- 1.テーマ** 税に関する絵
(例えば、税金で造られている建物、施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事など)
- 2.応募資格** 5年生・6年生が対象です。(北本市のみ1年生～6年生)
- 3.応募点数** 児童1人につき1点とします。

4.応募方法及び応募先

付属の「専用はがき」または「官製はがき」に氏名等の必要事項および税に関する絵を描いてご応募下さい。なお、官製はがきの場合、必要事項をはがき表面に記入して下さい。また、描画素材は問いません。文字や標語などの描き入れも可とします。
〔応募先・お問い合わせ先〕

〒362-0017

埼玉県上尾市二ツ宮750上尾商工会館内

公益社団法人 上尾法人会

URL: <https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/ageo/>

5.応募締切

令和6年9月13日(金)

第9回

税に関する絵はがきコンクール

上尾税務署管内の第1回
(上尾市・鴻巣市・北本市・鴻巣市・伊奈町)
の小学生が絵をテーマに絵はがきを描きました。



2024 CALENDAR

1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12



6.審査

全ての応募作品を複数の審査員により公正に審査を行い選定いたします。

7.表彰・発表

審査結果(入選作品)は当会ホームページまたは広報誌にて発表するとともに当会事務局を通じてご本人または学校に通知いたします。なお、優秀作品につきましては公益財団法人 全国法人会総連合(女性部会)が実施するコンクールに出展します。

- 〈本部表彰〉
・事務局長賞・青年部会長賞・教育長賞・青年部長賞
・会長賞・各6委員長賞・支部長賞・優秀賞
・女性部会長賞

※作品を応募された児童、全員に参加賞を差し上げます。

8.注意事項

- 応募作品に関する権利は、ご応募と同時に主催者である法人会に帰属します。
- 応募作品の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- 応募作品は法人会ホームページやパンフレット等への掲載、または法人会が行う事業において展示することがあります。
- 応募者の個人情報が入選者等への連絡や表彰状の送付、展示など「税に関する絵はがきコンクール」事業の実施のためにのみ使用します。

- 〈主催〉公益社団法人 上尾法人会
公益財団法人 全国法人会総連合
〈後援〉国税庁・上尾市教育委員会・鴻巣市教育委員会・伊奈町教育委員会
北本市教育委員会

法人会とは

法人会は税のオピニオンリーダーとして公平で健全な税制の実現や税の啓発・租税教育活動を積極的にすすめる約75万社の経営者の団体です。また、会員の研さんを支援する各種の研修会やボランティアなど地域に密着した活動を展開しています。



わたし せいぎん つう たが ささ あ くらって暮らしています。
 私たちは税金を通じて、お互いに支え合っています。
 自分たちの未来のためにも、税金について調べ、考えてみましょう！

税金って何？

みなさんも自分の“おこづかい”
 で買い物をしたときに、商品代と
 一緒に「消費税」を払っています。
 税金は「みんなに役立つこと」や
 「社会で助け合う活動」に使われ
 ています。

つまり、みんなで社会を支えるた
 めに集められる「会費」と言えます。
 その他に身近な暮らしの中にもいろ
 いろな税金があります。

いえ、とち
 家や土地には
 固定資産税

がいしゃ
 会社が
 利益を得たら
 法人税

つと
 勤めている人は
 所得税

もの
 お買い物をしたら
 消費税

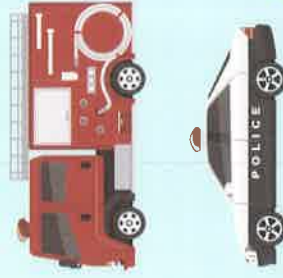


マイカーには
 自動車税

税金は どんなことに 使われているの？

みなさんに一番身近な“学校”では、校舎を建
 てたり改修するためや、毎日使っている教科書や
 机・イス・体育用具・パソコン・実験器具の購入な
 どに使われています。

これだけではなく、みなさんが安心して楽し
 く遊べるように公園の整備、毎日安全に登下校
 ができるように道路の整備、安全な暮らしのため
 に警察や消防の活動など、税金は私たちが暮ら
 しやすい環境を作るために、様々なところで役
 立っています。



(名前)

(学年)

切り取り線

(学校名)

(学年)

(名前)

(名前)

(学年)